

# 入学料の徴収猶予を希望される方の手続きについて

## 入学料徴収猶予申請の条件

入学料徴収猶予対象者は以下のいずれかに該当する方のみとなります。

- ① 経済的理由によって納入期限までに入学料の納入が困難であると認められる者
- ② 令和7年4月から令和8年3月までの間に、学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納入期限までに入学料の納入が困難であると認められる者
- ③ ①及び②に準ずる者又はその他、学長が相当と認める事由がある者(※)  
(※)東日本大震災で被災された方については、徴収猶予の申請が可能です。

以上の条件に該当する方のみ、下記の要領で申請してください。

大学独自の基準にて審査を行います。次の手順でお手続きください。

なお、審査結果が出るまでは入学料の徴収は猶予されます。

入学料徴収猶予が不許可の場合、審査結果の通知日から起算して2週間が納入期限となります。

### 1. <入学手続き時>

『入学料(免除・徴収猶予)願』をご用意いただき、入学手続きに必要な書類と併せてご提出ください。

本学ホームページ(※)から『入学料(免除・徴収猶予)願』に必要事項を記入する。

※『入学料(免除・徴収猶予)願』は、山梨大学のホームページ>キャンパスライフ>学費・奨学金・授業料免除等>入学料免除・授業料免除等>入学料免除・授業料免除等共通の「所定様式」からダウンロードしてご使用ください。

↓下記のURLで「入学料免除・授業料免除等」にアクセスできます。

<http://www.yamanashi.ac.jp/campuslife/345>

→『入学料(免除・徴収猶予)願』にご記入いただいたメールアドレスあてに『入学料(免除・徴収猶予)のしおり』(申請書類一式)を送付いたします。

※yshogakushien-as@yamanashi.ac.jpから申請書類一式を送付いたしますので、受信できるよう設定をお願いいたします。

\*入学手続案内の『入学料振込控え貼付票・口座登録情報記載票』の入学料免除・徴収猶予等申請区分欄の「徴収猶予」に✓(チェック)を入れてください。

## 2. <徴収猶予申請>

『入学料(免除・徴収猶予)のしおり』に明記された期間中に申請手続きをしてください。

徴収猶予申請は、以下の順番で行ってください。

- ①入学前(3月中)に Forms での申請(申請書類等入力で対応できる書類の提出)
- ②入学後、住民票などの証明書類等を提出

※入学手続時に『入学料(免除・徴収猶予)願』を提出しただけでは徴収猶予申請したことにはなりません。『入学料(免除・徴収猶予)のしおり』に明記された期間中に必ず証明書類等をご提出ください。

申請書類の請求から証明書類の提出までの期間が非常に短いので、申請に必要な証明書類等につきましては、山梨大学のホームページ>キャンパスライフ>学費・奨学金・授業料免除等>入学料免除・授業料免除等>申請に必要な証明書類等の一覧表に添付しております PDF ファイルをご確認いただき、事前に準備をお願いいたします。

↓下記の URL で山梨大学ホームページ「入学料免除・授業料免除等」にアクセスできます。

<http://www.yamanashi.ac.jp/campuslife/345>

### ◎注意事項

- (1)一旦納入いただいた入学料はお返しできませんので、大学から審査結果通知があるまで入学料を納入しないようにご注意ください。徴収猶予の可否が通知されるまでの間は納入が猶予されます。
- (2)入学料徴収猶予を申請された方は、審査結果通知後、大学が指定した期日までに入学料を納入しなければ除籍となります。徴収猶予が不許可の場合、審査結果の通知日から起算して2週間が納入期限となりますので、いつでも納入できるよう準備をしておいてください。

### 【問い合わせ先】

山梨大学教学支援部学生支援課奨学支援グループ

Tel: 055-220-8053・8054

E-mail:yshogakushien-as@yamanashi.ac.jp